

## 南さつま市有料広告掲載要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、市の新たな財源を確保し、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図るため、市の資産を広告媒体として活用し、民間企業等の広告を掲載することに関して、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 広告媒体 次に掲げる市の資産のうち広告掲載が可能なものをいう。
  - ア 市の広報印刷物等
  - イ 市のホームページ
  - ウ 市の財産
  - エ その他広告媒体として活用できる資産で市長が個別に定めるもの
- (2) 広告掲載 広告媒体に民間企業等の広告を掲載又は掲出することをいう。
- (3) 主管の長 市長の事務部局、教育委員会の事務部局及び水道課にあっては、課長(これに類する者を含む。)、その他の事務部局にあっては事務局長であって、広告媒体を所管する者をいう。

### (広告の範囲)

第3条 掲載することのできる広告は、市民生活に関連したものであって、次のいずれかに該当するものとして別に定める基準に該当するものは、掲載しない。

- (1) 市の公共性、中立性又はその品位を損なうおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するおそれのあるもの
- (3) 政治、宗教に関連するもの
- (4) 個人・団体の意見広告や名刺広告
- (5) 前各号に掲げるもののほか、掲載する広告として適当でないとして市長が認めるもの

### (取扱要領等の作成)

第4条 市長は、この要綱に定めのないものについては、広告媒体ごとに取扱要領及び募集要項(以下「取扱要領等」という。)を定めるものとする。

2 前項の取扱要領等の作成事務は、主管の長が行うものとする。

### (広告掲載料)

第5条 広告掲載料は、広告募集ごとに類似広告の市場価格等を勘案し、決定するものとする。

### (広告掲載の募集)

第6条 広告掲載の募集は、市の広報紙やホームページ等により行うものとする。

2 前項の募集は、広告枠を新たに設置したとき又は広告枠に空きが生じたときに随時行うことができるものとする。

(広告掲載の申込み)

第7条 広告掲載の申込みをしようとする者(以下「申込者」という。)は、南さつま市有料広告掲載申込書(第1号様式。以下「申込書」という。)に広告案を添えて、市長が指定する期限までに市長に提出しなければならない。その際、市長は必要に応じて申込者に関する資料を求めることができる。

2 広告媒体の性質により、広告代理業者が広告掲載の申込みをし、かつ、広告掲載の決定後に広告代理業者が広告を募集する場合にあっては、前項の規定にかかわらず、広告案については、広告掲載の決定後に広告掲載の都度市長に提出するものとする。

3 前項の規定により、広告代理業者が広告掲載の申込みをし、又は広告案を提出した場合における広告案の審査及び広告掲載の決定に係る第8条及び第9条の規定の適用については、第8条第1項中「申込書」とあるのは「広告案」と、同条第2項中「申込者」とあるのは「広告掲載の決定を受けた者」と、第9条第2項中「市長は、前条第1項の広告審査会を経て」とあるのは「市長は」とする。

4 申込者及び第2項の規定により広告代理業者の募集に応じ広告を実際に掲載する者(以下「広告主」という。)は、市税等を完納していなければならない。

(広告案の審査)

第8条 市長は、申込書が提出されたときは、速やかに第18条に規定する審査会に付議しなければならない。

2 前項の審査会において広告案の修正があった場合は、申込者に修正後の広告案の提出を求めるものとする。

(広告掲載の決定と優先順位)

第9条 市長は、第3条の規定に基づき、広告掲載の可否を決定する。

2 市長は、前条第1項の審査会を経て、広告掲載の可否を決定したときは、その結果について、南さつま市有料広告掲載決定通知書(第2号様式)により申込者に通知しなければならない。

3 掲載する広告の優先順位は次の順序とする。

(1) 第1順位 国、地方公共団体、出資法人、指定管理者制度導入施設、公社、公団、公益法人及びこれらに類するもの

(2) 第2順位 公共的性格のある私企業で、市内に事業所等を有するもの

(3) 第3順位 前2号に規定するもの以外の私企業又は自営業で、市内に事業所等を有するもの

(4) 前3号に規定するもののほか、掲載する広告として適当であると市長が認めるもの

4 申込者が広告の枠数を超え、前項の規定においても広告を掲載する者を決定できない場合は、抽選により決定するものとする。

(広告掲載内容の承諾)

第10条 広告主は、掲載内容及び条件等を記載した南さつま市有料広告掲載承諾書(第3号様式)を市長に提出するものとする。

(広告原稿の作成及び提出)

第11条 広告主は、広告原稿を市長が指定する期日までに、指定する場所に提出するものとする。

2 広告原稿は、広告主の責任及び負担で作成するものとする。

(広告掲載料の納入)

第12条 広告主は、掲載の決定後広告掲載料を市長の指定する期日までに、市の発行する納入通知書により一括前納するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、あらかじめ市長が承認したときは、当該広告掲載料の分納をすることができる。

3 前項の規定により広告掲載料の分納の承認を受けようとする申込者は、南さつま市有料広告掲載料分納承認申請書(第4号様式)を市長に提出しなければならない。

(広告内容等の変更)

第13条 市長は、広告の内容、デザイン等がこの要綱等に抵触していると判断したとき、又は各種法令に違反し、若しくはそのおそれがあるときは、広告主に対して広告の内容等の変更を求めることができる。

(広告掲載の取消し)

第14条 市長は、次の各号に該当する場合には、広告主への催告その他何らかの手続きを要することなく、広告の掲載を取り消すことができる。

(1) 指定する期日までに広告掲載料の納付がないとき。

(2) 指定する期日までに広告原稿の提出がないとき。

(3) 前条の規定による広告内容の変更を広告主が行わないとき。

(4) その他市長が広告掲載に支障があると認めるとき。

(広告掲載の取下げ)

第15条 広告主は、自己の都合により、広告掲載を取り下げることができるものとする。

2 前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、広告主は書面により市長

に申し出なければならない。

( 広告掲載料の返還 )

第 16 条 広告主の責めに帰さない理由により、広告掲載ができなくなったときは、納付済みの広告掲載料を当該広告主に返還する。

2 前項の規定により返還する広告掲載料は、掲載決定期間の残りの月数に応じて返還する。ただし、月の途中で掲載することができなくなった場合の当該月については、日数による日割りとし、円未満は切り捨てた広告掲載料を返還するものとする。

3 第 1 項の規定により返還する広告掲載料には利子を付さない。

4 第 14 条第 2 号から第 4 号までの規定により広告掲載を取り消したとき、又は前条の規定により広告主が広告掲載を取り下げたときは、納入済みの広告掲載料は返還しないものとする。

( 広告主の責務 )

第 17 条 広告主は、広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないこと及び広告の内容等に関わる財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを保証するものとする。

3 第三者から広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決することとする。

( 広告審査会の設置 )

第 18 条 広告の掲載に関し、次に掲げる事項の協議を行うため、広告審査会(以下「審査会」という。)を置く。

( 1 ) 広告案の審査及び掲載の順位に関すること。

( 2 ) 広告掲載承認決定後に発生する疑義に関すること。

( 3 ) 取扱要領等に関すること。

( 4 ) 前 3 号に掲げるもののほか、広告の掲載に関すること。

( 審査会の組織 )

第 19 条 審査会は、次の各号に掲げる職にある者をもって組織する。

( 1 ) 総務部長

( 2 ) 総務部財政課長

( 3 ) 企画政策部企画課長

( 4 ) 企画政策部行政改革推進室長

( 5 ) 市民福祉部市民生活課長

( 6 ) 産業振興部商工観光課長

( 7 ) 建設部都市整備課長

(8) 教育部教育総務課長

2 審査会の委員長は総務部長とし、副委員長は財政課長をもって充てる。

(審査会の会議等)

第20条 委員長は、審査会を総理し、会議の議長となる。

2 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

3 審査会の会議は、委員長が招集し、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 審査会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長が決する。

5 委員長は、必要があると認めるときは、審査会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

6 審査会の会議を招集するいとまがないと委員長が認める場合は、回議により審査を行うことができる。

(庶務)

第21条 審査会の庶務は、総務部財産管理室において処理する。

(その他)

第22条 この要綱に定めるもののほか、広告の掲載に関する必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年8月16日から施行する。

第 1 号様式（第 7 条関係）

南さつま市有料広告掲載申込書

年 月 日

南さつま市長 様

住 所  
氏 名 印  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

南さつま市有料広告掲載要綱第 7 条の規定に基づき、南さつま市有料広告掲載について下記のとおり申し込みます。また、申込みにあたり、市税等の納付状況を確認することに同意します。

記

申込者・ 広告代理業者	所在地		
	ふりがな 名称		
	ふりがな 代表者役職名・氏名		
	ふりがな 担当者氏名		
	連絡先	TEL	
		FAX	
Eメール			
業種			

広告媒体及び 広告掲載ページ	
掲載希望期間	年 月 日から 年 月 日まで( か月)
掲載希望枠数	枠
リンク先の URL (ホームページの場合)	
広告の内容(案) (ホームページの場合はバナー内容案をご記入ください。)	
その他	<p>広告原稿が既にある場合は、添付してください。</p> <p>申込みにあつては、南さつま市有料広告掲載要綱、取扱要領及び募集要項の内容を遵守します。</p>

第2号様式（第9条関係）

南さつま市有料広告掲載決定通知書

年 月 日

様

南さつま市長

印

年 月 日付けで申込みのありました南さつま市有料広告掲載については、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

決定区分	掲載する (有料広告掲載承諾書提出日) 年 月 日まで (広告原稿提出先及び期日) 部 課 係 年 月 日まで
	掲載しない (理由)
広告掲載媒体及び 掲載ページ・枠等 (ホームページの場合バ ナー位置等)	
掲載期間	年 月 日から 年 月 日まで ( か月間)
広告掲載料金	金 円
納付期限	年 月 日
備考	(掲載に際しての条件等)

第3号様式（第10条関係）

南さつま市有料広告掲載承諾書

年 月 日

南さつま市長 様

住 所

氏 名

印

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

年 月 日付けで決定通知を受けた南さつま市有料広告掲載については、下記のとおり承諾いたしました。

記

広告掲載媒体及び 掲載ページ・枠等 （ホームページの場合パナ ー位置等）	
掲載期間	年 月 日から 年 月 日まで （ か月間）
広告掲載料及び 納付予定日	金 円 年 月 日予定
広告の内容（案）	
広告原稿提出予定日	年 月 日予定
その他	（担当者及び連絡先）

第 4 号様式 ( 第 12 条関係 )

南さつま市有料広告掲載料分納承認申請書

年 月 日

南さつま市長 様

住 所

氏 名 印

( 法人にあつては、名称及び代表者の氏名 )

南さつま市有料広告掲載要綱第 12 条の規定に基づき、広告掲載料の分納の承認を受けたいので下記のとおり申請します。

記

- 1 承認を受けようとする理由
- 2 承認を受けようとする広告掲載料の金額
- 3 承認を受けようとする期間
- 4 広告掲載料の分納額及び納付期日
- 5 その他の参考事項